

山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事 仕様書

本仕様書は、山形市（以下「市」という。）が実施する山形駅東口バス停デジタルサイネージ設置工事（以下「本工事」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 工事名称

山形駅東口駅前広場バス停デジタルサイネージ設置工事

2 工事の種別

電気通信工事

3 工事の目的

「山形市交通結節点整備方針（令和4年6月策定）」に掲げる交通結節点のうち、山形駅東口駅前広場バス停について、円滑な移動とストレスのない待合環境を実現し、更なる利便性の向上を図る必要があることから、バスの運行情報を発信するデジタルサイネージ及び乗り場案内サイン等の設置を行う。

4 工期

令和7年12月12日まで

5 準拠法令等

本工事は、本仕様書に定める事項のほか、次の関係法令・規程等に基づき実施するものとする。

- (1) 山形市契約規則
- (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修）
- (3) 山形市情報セキュリティポリシー
- (4) その他関係法令等

6 工事場所

- (1) 山形駅東口駅前広場バスターミナル
 - ・バス停デジタルサイネージ 屋外用6基
 - ・バス停総合案内デジタルサイネージ 屋外用1基
 - ・乗り場案内板1枚、バス系統案内板6枚、バス停整列路面サイン3箇所
- (2) 山形駅東西自由通路東口北側階段前
 - ・乗り場案内板2枚

※詳細は資料1，資料2参照

(3) 参考資料

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	現状の案内板と整列ライン
閲覧図面	地下埋設物参考図面※

※ 地下埋設物参考図面については、山形市企画調整部公共交通課にて閲覧可能。閲覧を希望する者は、実施要領を確認し申込みを行うこと。

7 工事内容

(1) デジタルサイネージのコンテンツ及びシステム等に関する設計

① コンテンツの設計

・デジタルサイネージに表示するコンテンツは、バス利用者に対して、バス運行情報等を正確に、わかりやすく発信できるように、以下のコンテンツを作成し、デジタルサイネージに表示すること。

【共通】

ア バス接近情報

山交バス(株)が利用しているバスロケーションシステム「バスナビゲーションシステム for SaaS」の情報を取り込み表示すること。

イ 企業広告

企業の動画や静止画の情報を取り込み表示すること。

ウ 市のイベント情報等

山形市の動画や静止画のイベント情報等を取り込み表示すること。

エ その他

- ・多言語表示を行うこと（英語、韓国語、中国語(簡体字、繁体字)の4言語を想定）。
- ・市やバス事業者等からの緊急情報を表示できるようにすること。
- ・上記のほか、コンテンツの追加・変更及び画面構成等の詳細については、市と協議して決定すること。

【各バス停】

ア 時刻表

各バス停に乗入するバス事業者の情報は、山交バス(株)および山形市は GTFS-JP データとし、宮城交通ほか高速バス事業者 2 社は PDF や Excel 等のファイルから GTFS-JP 形式のデータを作成し、市に共有すること。

【総合案内】

ア 乗り場案内

山形駅東口バス停の案内図を表示すること。

② デジタルサイネージのコンテンツ提供システムの設計

ア システムの概要

- ・稼働中の山形駅西口、道の駅やまがた蔵王、山形市役所前のバス停デジタルサイネージにて使用しているシステム（MORA FOR BUS STOP（富士フィルムイメージングシステムズ社製）※以下略）の表示レイアウトを踏襲し、利用者にとってわかりやすいデザインとすること。また文字を大きくするなど、稼働中のシステムより見やすくすること。
- ・クラウド型サービスとすること。なお、デジタルサイネージ設置場所の通信環境を考慮し、クラウド側サーバーとデジタルサイネージ間のデータ通信容量に応じた回線サービスを準備すること。将来的に通信容量が増加しても常時安定稼働を行うこと。
- ・本システムは、コンテンツを管理するサーバー及びクライアント端末で安定稼働すること。安定稼働とは、本仕様書「7 工事内容」及び「8 構築・テスト・試運転期間中におけるシステム運用保守要件」を満たすことを指すものとする。
- ・今後のデジタルサイネージの増設や、GTFS-RT等のリアルタイム情報の取込みを見据えた、将来的にも対応可能な汎用性の高いものとする。
- ・当該バス停に乗り入れている各バス事業者の運行情報を取り込めるものとする。
- ・バスの運行時間帯は稼働させるものとし、稼働時間帯は管理を行うこと。
- ・バス到着時刻とシステムで表示するバス接近情報のタイムラグを短くすること。

イ システム管理運営

- ・システム管理運営の簡素化のため、稼働中の山形駅西口、道の駅やまがた蔵王、山形市役所前のバス停デジタルサイネージにて使用しているシステムの管理者用ツール上で、今回追加するデジタルサイネージシステムも管理が可能なること。または既存管理ツールと同等以上のインターフェース/操作性で管理が可能なること。
- ・システム提供に必要な機材等について、事業がより効果的・効率的でありより経済的となるようにすること。
- ・ダイヤ改正等の作業が分かりやすく簡潔なものとする。
- ・障害が発生した場合は、データの回復が図られるように、定期的なデータのバックアップ作業の実施が可能なるものとする。
- ・デジタルサイネージの稼働監視が行えるものとし、障害確認時は速やかに連絡が可能なるものとする。

③ ディスプレイ機器等表示部に関する設計

- ・ディスプレイ機器及びその筐体の基礎コンクリートの設計図、設計根拠（安定計算書等）及び数量計算書を作成すること。
- ・ディスプレイ機器及びその筐体は、設置箇所の環境条件（気温、湿度、雨、雪、風等）に耐えうるものとする。
- ・ディスプレイ機器及びその筐体は、様々な衝撃に耐えうることができ、筐体及びその装置の機能が損なわれることが無いような十分な強度があること。
- ・バス運行情報等を表示しているデジタルサイネージであることを利用者には知らせる工夫を行うこと（例：筐体に「バス運行情報表示」と表示する等）。

・ディスプレイ機器や筐体（ピクトグラム含む）は、稼働中の山形駅西口、道の駅やまがた蔵王、市役所前デジタルサイネージシステムと同等以上のものとし、利用者にとってわかりやすいデザインとすること。

(2) 案内板及びサインに関する設計

① 乗り場案内板に関する設計

・位置図⑤バス停上屋に設置されている乗り場案内サインを、バス利用者に分かりやすい表示内容に改修すること。

② バス系統案内板に関する設計

・位置図①③④⑤⑥乗り場のバス停上屋に設置されているバス系統案内サインを、バス利用者に分かりやすい表示内容に改修すること。併せて新規に設置される上屋（位置図②）にバス系統案内サインを設置すること。

③ バス停整列路面サインに関する設計

- ・位置図①②③乗り場のバス停整列路面サインを整備すること。
- ・位置図⑤乗り場のバス停整列路面サインを改修すること。
- ・バス停整列路面サインの整備、改修については市及び山交バス(株)と協議の上必要な路線を決定すること。

④ 山形駅東西自由通路東口北側階段前にあるバス乗り場案内板に関する設計

- ・位置図⑦既設案内板の表示内容をバス利用者に分かりやすい乗り場案内に改修すること。
- ・位置図⑦既設山形市コミュニティバス東部／西部循環線（ベニちゃんバス）路線図案内板をバス利用者に分かりやすい乗り場案内に改修すること。

(3) 施工計画書の作成

工事の着手に先立ち、施工内容や工程、工事監理、体制等をまとめた施工計画書を作成し、本市の承認を得ること。

(4) デジタルサイネージ及び周辺機器等の調達

バス運行情報等を表示するデジタルサイネージ及び周辺機器を調達すること。

(5) デジタルサイネージの設置

① 共通

- ・デジタルサイネージの設置にあたっては、関係法令等を遵守し、事前に必要な手続きを行ったうえで、安全対策を十分に講じて実施すること。
- ・設置場所までの電源引込工事、電源引込工事の設計図作成、数量計算書作成及び積算書作成は本工事から除く。
- ・基礎コンクリート工事、基礎コンクリート設置のための掘削・舗装復旧工事の設計図作成、数量計算書作成及び積算書作成は本工事から除く。
- ・地下埋設物に考慮した設置箇所とすること。

② 各バス停

- ・デジタルサイネージ（屋外用、画面サイズ55インチ以上）を6基設置すること。
- ・既存のバス停設置箇所付近にデジタルサイネージを設置すること。

③ 総合案内

- ・デジタルサイネージ（屋外用、画面サイズ65インチ以上）を1基設置すること。
- ・位置図⑤乗り場付近にデジタルサイネージを設置すること。

(5) テスト

- ・受注者は、デジタルサイネージの稼働に必要なテストを行い、市の確認を得ること。

(6) 試運転及び調整

- ・デジタルサイネージの準備が整い次第、機器及びコンテンツの動作確認として試運転及び調整を行う。試運転及び調整にあたっては、市及び山交バス(株)の確認を得ること。
- ・市及び山交バス(株)に操作指導を行うこと。操作指導にあたっては、マニュアルに基づいて行い、操作指導完了後、市及び山交バス(株)の確認を得ること。
- ・工期内のデジタルサイネージ試運転に係る経費（クラウド利用料及び通信料等）及び運用保守にかかる費用は受注者負担とし、本工事に含めること。

8 構築・テスト・試運転期間中におけるシステム運用保守要件

本システムの構築・テスト・試運転期間中におけるシステム運用・保守について次のとおり対応すること。ただし、既存のサービスを使用する場合若しくは代替策がある場合は市と協議の上代替策での対応の可否を決定し、対応すること。

(1) 作業要件

- ① 受注者は、次の要件に基づき、プロジェクト体制を整備すること。
 - ・作業員、業務範囲、役割及び連絡先を明確にすること。
 - ・重要な業務においては、常時連絡できるよう複数体制とすること。
 - ・プロジェクトマネージャ及び業務ごとの責任者を設置すること。
 - ・本市からの受注者に対する指示、協議、申し出等全てを受付できるプロジェクトマネージャを選定すること。
 - ・マルチベンダ構成により構築を行う場合や一部業務を第三者に委任、請負等する場合、受注者以外の事業者も明示すること。その際、事業者間で十分な合意を得ておくこと。
- ② 受注者は、次の要件に基づき、全体スケジュール及び詳細スケジュールを作成すること。
 - ・契約から本システム運用開始までの各作業を網羅すること。
 - ・作業ごとに主体実施者、本市及び本契約の下受注者等受注者以外の事業者の関わりを明確にすること。
 - ・事前に日時の確定が必要な事項や準備が必要な事項及び調整に期間を要する事項はその旨明記すること。
- ③ 受注者は、作業実施計画書（全体スケジュール表、作業体制表等を含む。）を契約締結後10日以内（休日を除く。）に提出すること。なお、作成に当たっては本市と十分に協議の上、承認を得ること。また、スケジュールや作業体制を変更する必要がある場合は、変更内容を記載した書面をもって報告し、本市の承認を得た上で実施することとし、作業実施計画書をその都度提出すること。
- ④ 受注者は、本システムの構築環境（作業場所、電源、設備等）を受注者の責任と負担において用意し、事故等のないよう管理すること。

- ⑤ 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し、本市の承認を得ること。
- ⑥ プロジェクトマネージャは、契約締結後 30 日以内に、本市、受注者（プロジェクトマネージャ、作業ごとの責任者等）等関係者が参加する会議を開催し、関係者紹介、全体スケジュール及び作業内容等概要を説明するとともに、構築作業が円滑に進捗するよう本市と協議すること。
- ⑦ プロジェクトマネージャは、全体スケジュール表又は詳細スケジュール表等により本契約のスケジュール・進捗状況を把握するとともに、課題管理表等により検討対応が必要な事項を把握すること。
- ⑧ システム構築では、各作業工程の区切りで、本市の承認を得てから、次工程へ進めること。
- ⑨ プロジェクトマネージャは、本契約において本市と協議・打合せを実施した場合は、議事録を、実施後 1 週間を目処に本市に提出し、本市の承認を得ること。
- ⑩ プロジェクトマネージャは、本市からの作業等に対する問合せに対し、速やかに対応するとともに、各項目の終了時においては、作業結果について本市の承認を得ること。
- ⑪ プロジェクトマネージャは、情報セキュリティに留意し、定期的に作業状況を検査すること等により、情報漏洩等の事故を防止すること。

(2) システム構築要件

- ① 受注者は、次の要件に基づき、システム構築を行うこと。
 - ・各種設計に基づき、システムを構築すること。構築の際は、設計書に基づき構築しているか確認するとともに、確認結果を本市に提出すること。
 - ・構築作業、導入準備、導入作業等を示した導入計画書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。
 - ・作成した導入計画書を本市に提出の上、承認を得ること。
 - ・地震等の災害対策を十分に考慮し、安全性及び信頼性を担保すること。
 - ・「クラウドサービス利用のための情報セキュリティ対策ガイドライン」（2021年9月総務省）等、当該業務に係る各種ガイドラインを遵守すること。
 - ・サービス提供システムを日本国内に設置すること。
- ② 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御対策を次のとおり実施すること。
 - ・本システムを利用するために付与される ID、パスワードの付与基準、許可基準、更新基準、廃棄・削除基準等を明確化し、当該基準に沿った運用ができるよう構築すること。
 - ・付与した ID、パスワードが不正に利用されないよう、また不正に利用された場合その状況を確認できるよう構築すること。
 - ・パスワードは原則次のとおり設定できること。
 - 長さ 8 文字以上の制限
 - ・本システムで提供される機能や本システム上に保存される情報に、アクセス権限のないものがアクセスできないよう制限すること。
 - ・本システムに、データベースの中身を強制的に書き換えることができる機能や一時的にポ

ートを開放する機能等の管理サービスが存在する場合、当該管理サービスで設定できる項目を最小限にすること。また、管理サービスに接続できる場所を限定すること。これらの操作において、誤操作を防止できるよう、適切な示唆や確認メッセージが表示されるよう構築すること。

・本システム構築にあたり仮想マシン（ソフトウェアによって仮想的に再現された物理的なコンピュータと同等の機能を有するコンピュータ）を使用する場合は、不正プログラム対策（必要なポート、プロトコル及びサービスだけを有効とすることやマルウェア対策、ログ取得等の実施）を確実に実施すること。また、適切なセキュリティ対策を実施した後、インターネット等外部ネットワークに接続する手順とすること。

③ 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化を次のとおり実施すること。

・本システムにおいて重要性Ⅰまたは重要性Ⅱの情報を取り扱うことを本市が明示した場合、本システム内及び本システム利用者から本システムまでの通信経路全般において暗号化すること。

・利用する暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化方式であるか、または記載された暗号化方式と同等以上の強度を持つ暗号化方式であること。

・当該本システムの暗号における一連の管理策が、関連する協定、法令及び規制を遵守していること。また、「電子政府推奨暗号リスト」に記載されていない暗号化方式を利用する場合、特に輸出規制に抵触していないか確認すること。

④ 開発時におけるセキュリティ対策を次のとおり実施すること。

・本システムによる情報システム構築時の仕様書やソースコード、設定情報、ネットワーク情報等の情報を漏えい等しないよう適切に管理すること。

・本システムによる情報システム構築時に使用する又は導入するソフトウェア等が当該ソフトウェアベンダーのライセンス規定に適合しているか確認すること。

・本システム構築時に利用するAPI等のサービス提供者以外のソース等を使用する際に、マルウェア等を混入させない等、情報セキュリティに配慮した開発の手順を確立するとともに、手順に基づき構築を行うこと。

⑤ 設計・設定の誤りを防止するため次の対策を実施すること。

・本システムに係る設定が適切であるか、確認する方法を市と事前に協議すること。

・本システムに係る設定内容について、複数人で確認を行うこと。

・本市が実施できる本システムに係る設定の範囲を極力最小化すること。また、その責任範囲を明確化すること。

・本システムで使用するCPU、メモリ等のリソースについて、将来の利用予測を行い、適切に割り当てすること。また、想定以上の負荷に対応できるよう、リソースを変更できるよう構築すること。

・利用状況に応じて自動的にリソースの割り当てを変更する場合、リソース不足によるサービス停止とならないよう、適切に監視し、必要なリソースを確保できるよう構築すること。

・本システムにより提供するサービスが、定期保守等を除き停止させることが難しいものである場合、電源やネットワークの冗長化等、可用性を考慮した設計・設定となっているか確認

すること。

- ・本システムで使用するシステムが、適切に時刻同期するよう設計・設定すること。

(3) テスト要件

- ① 受注者は、次の要件に基づき、必要なテストを実施すること。
 - ・テスト計画書を作成し、本市に提出すること。
 - ・原則、受注者が準備する作業場所においてテストを実施すること。
 - ・本番データを使用したテストは、本市が指定する場所のみで実施すること。
 - ・テスト完了後、テスト結果報告書を、本市に提出し、承認を得ること。
- ② 受注者はテストドキュメントを工事期間中保管し、期間中のシステム改版時等、再度テストが必要になった場合は効率的にテストを実施すること。
- ③ 受注者は、次の要件に基づき、本市が行う運用テストに必要な作業を行うこと。
 - ・運用テスト開始前の1週間前までに運用テスト用環境すること。
 - ・運用テストの参考となるテスト仕様書のサンプル等を受注者が準備し、操作方法、仕様書の内容等本市に説明すること。

(4) 試運転開始準備要件

- ① 受注者は、次の要件に基づき、操作手順書を作成すること。
 - ・操作方法について画面コピー等を活用し、分かりやすく作成すること。
 - ・業務固有の用語には説明を付すこと。
 - ・処理の流れに沿った構成（ページの並び等）とすること。
 - ・特に注意すべき処理には、理由とともにその取扱方法を明記すること。
- ② 受注者は、次の要件に基づき、障害対応手順書を作成すること。
 - ・連絡体制（連絡手段及び連絡先）を明記すること。なお、連絡先は複数体制とすること。
 - ・連絡前に確認すべき事項等があれば、事前確認事項として盛り込むこと。
- ③ 受注者は、次の要件に基づき、研修を実施すること。
 - ・事前に研修計画書を提出し、本市の承認を得ること。
 - ・研修に必要な機器及び資料等は受注者が準備すること。
 - ・研修は本市の指定する場所で実施すること。
 - ・操作手順書もとに実施すること。
- ④ 受注者は、納入期限の遅くとも10日前までに本システムを操作できる環境を整備すること。
- ⑤ 受注者は、安定運用の早期化を図るため、本番稼動初日から操作方法や誤操作等の問合せに即時対応できる体制を構築すること。なお、本市に常駐する場合は、本市が準備する会場において待機すること。

(5) テスト及び試運転終了要件

本システムのテスト及び試運転で取り扱った情報等は適切に維持管理するとともに、適宜ログ等により不正に利用されていないか確認すること。

(6) 試運転時における保守基本要件

- ① 保守対応受付連絡先は、一元的な問合せ窓口とすること。
- ② 保守期間及びサポート期間は、システムの納品から最低5年間とする。ただし、工事期間中

の保守費用は本契約に含めるが、令和8年1月1日以降の保守費用は、本契約には含めず、別途契約するものとする。

なお、令和8年1月1日以降も別途保守契約はするものの、契約金額は毎年見直すこととし、見直しのために保守・運用実績の報告を求めるものとする。

- ③ 受注者は、保守体制における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、本市の承認を得ること。また、緊急時を想定した連絡網を整備し、提出すること。
 - ④ 障害発生時には、本市及び障害に関する保守事業者と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
 - ⑤ 保守対応は日本語で行うこと。
- (7) 試運転時における運用支援要件
- ① 受注者は、次の要件に基づき、問合せ対応を行うこと。
 - ・操作方法、誤操作時の復旧方法等、本システムに関する問合せ及び相談（以下「問合せ等」という。）に対応すること。
 - ・問合せ等の受付時間は、休日、祝日及び休業日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までとすること。
 - ・本市が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合は、上記記載の時間以外も対応すること。
 - ・受付時間内は、電話、電子メール等、複数の連絡手段により対応すること。
 - ・受け付けた問合せ等について、即時対応できない場合は対応期日を明示すること。
 - ② 受注者は、次の要件に基づき、問合せ等の管理を行うこと。
 - ・受け付けた問合せ等をインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで対応を継続すること。
 - ・受け付けた問合せ等及び対応結果を一覧形式にしたものを、定期的に本市に提出すること。なお、誤操作等のインシデントに関しては再発防止策を盛り込むこと。
 - ③ 受注者は、次の要件に基づき、本システムの障害対応を行うこと。
 - ・本システムに障害が発生したことを覚知できるよう、稼働状況や設定情報の変更の有無等を監視すること。
 - ・本システムに障害が発生したことを覚知した場合、覚知から概ね1時間以内に本市に連絡すること。
 - ・障害覚知後、障害復旧に向け対応策を検討・実施するとともに、その状況について本市に報告すること。
 - ・障害復旧後、障害発生原因を究明し、再発防止策を検討し、本市と協議の上、必要な防止策を実施すること。
 - ・本システム保守対応の対応時間は、問合せ等の受付時間に準じるが、障害の重要度又は緊急度が大きく、業務に支障を来すと本市が判断した場合は、時間外の本システム保守対応を行うこと。
- (8) 本システム保守要件

- ① 取り扱う情報資産の適切な管理のため次のとおり実施すること。
 - ・本システムで利用する情報システムに割り当てるCPU、メモリ等のリソースが適切であるか、適宜管理すること。
 - ・本システムの脆弱性対策を実施すること。また、実施状況を報告すること。
- ② 不正アクセスを防止するためのアクセス制御の実施
 - ・本システムの管理者権限を本市業務担当者及び当該本システム保守事業者以外の者に割り当てしないこと。
 - ・当該本システムが不正利用されていないか監視すること。
- ③ 暗号化のための情報の適切な管理
 - ・本システムを利用するための通信経路や本システムに保存するデータ等を暗号化する場合は、構築時の暗号化方式を採用しているか確認すること。
 - ・構築時の暗号化方式の脆弱性の有無の確認や、脆弱性がある場合の対策を適宜実施すること。また、対策不可能な脆弱性が発見された場合は、安全性が確保された暗号化方式に変更すること。
 - ・暗号化方式を変更する場合は、事前に市と協議すること。協議においては、変更後の暗号化方式がセキュリティ上適切であることを説明すること。
 - ・本システムを利用するための通信経路や保存するデータ等を暗号化する場合は、当該鍵の管理者を明確化すること。
 - ・当該鍵の生成、更新、失効、廃棄方法について事前に確認するとともに、それぞれの行為を実施する際は、規定どおりに実施されたか確認すること。
- ④ 利用する本システムを構築する基盤内において、市が利用するネットワークが他者利用ネットワーク及び本システム提供者利用ネットワークと分離されていることを確認すること。
- ⑤ 設計・設定時の誤りの防止対策のため次のとおり実施すること。
 - ・利用する本システムの設定を変更する必要がある場合は、事前に市と協議を行うこと。
 - ・設定変更を行う場合は、当該変更箇所について、変更前、変更後の設定内容を記録日時とともに保存すること。
 - ・利用者設定や通知等の運用に大きな影響を及ぼさない設定変更を市が行う場合の手順書を整備するとともに、整備した手順書に変更すべき点がないか、定期的に確認すること。
- ⑥ 本システムを利用した業務の事業継続確保のため次のとおり実施すること。
 - ・障害等の事態に対応できるよう、本システムで提供するシステムや設定情報を構築時や設定変更時等に必要なバックアップを取得すること。
 - ・バックアップを用いてシステムを復旧させるための手順書を整備するとともに、訓練の実施などにより当該手順を実施できる体制を確保すること。また、確保していることを定期的に確認すること。
 - ・本システムで利用しているデータ容量、性能等を監視し、未然に障害発生等を防止すること。

9 工事検査

本工事の完了時、山形市による工事検査を行う。なお、検査には受注者が立ち会うこと。検査の結果、本工事の全部又は一部に本仕様書の仕様を満たさないもの等が発見された場合には、受注者は直ちに是正を行うこと。機器等に不備が生じた場合には、当該機器等を引き取り、その代替機器等を山形市が指定する日時までに納入すること。

10 工事関係書類

(1) 着工時

- | | | |
|--|-------------------------------|----|
| ① 工程表 | (建設工事請負契約約款第1号様式) | 2部 |
| ② 現場代理人等指定(変更)通知書 | (建設工事請負契約約款第4号様式) | 2部 |
| ※ 経歴書(主任技術者等の資格要件の証明に必要な場合又は監督職員の指示がある場合に添付) | | |
| ③ 下請(計画・変更・結果)報告書 | (山形市建設工事元請・下請関係の適正化指導指針様式第1号) | 1部 |
| ④ 工事实績情報システム(CORINS)の登録内容確認書 | | 1部 |
| ※ 請負金額 500万円以上の場合 (受注時登録) | | |
| ※ 請負金額 2,500万円以上の場合 (受注・変更・竣工時登録) | | |

(2) 完成時

- | | | |
|--------------|-------------------|----|
| ① 完成通知書 | (建設工事請負契約約款第8号様式) | 2部 |
| ② 工事目的物引渡書 | (建設工事請負契約約款第9号様式) | 2部 |
| ③ 請求書(山形市様式) | | 1部 |
| ④ 完成写真 | | 2部 |
| ⑤ 工事写真 | | 1部 |

(3) システム関係

- | | | |
|--|--|----|
| ① システム利用環境(システム運用に必要なライセンス証書等を含む。) | | 一式 |
| ② システム設計書(システム基本設計、本システム構成図(ネットワーク及び他システムの利用や連携含む。)、詳細設計、ストレージ設計、バックアップ設計、リストア設計、運用計画、障害対応計画、データベース定義書及びコード定義書等) | | 一式 |
| ③ システム操作マニュアル(ドライバーアプリ及び管理機能) | | 一式 |

11 工事目的物の帰属

本工事の目的物について、受注者は、本契約受託以前に受注者が権利を有するものを除き、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を本市に無償で譲渡することとし、本市が独占的に使用するものとする。

12 秘密保持

- (1) 受注者は、工事期間中はもとより、契約期間終了後であっても、本契約を履行する上で知り得た本市に係る情報を第三者に開示又は漏えいさせないこととし、そのために必要な措置を講じること。

- (2) 本市が提供する資料は原則貸出しとし、本市の指定する日までに返却すること。受注者は、貸与資料についての借用書を本市に提出すること。なお、受注者は、貸与資料については、複製してはならず、原則として第三者に提供又は閲覧させないこと。また、紛失、破損及び滅失することのないよう慎重に取り扱うこと。
- (3) (1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

1 3 情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、当該ポリシーについては本仕様書8の要件に基づき、その内容を秘密にする措置を講じること。
- (2) 受注者は、セキュリティを確保するために次の措置を講じることとし、発生する費用は本契約に含むこと。
 - ① 本契約の履行のために本市から提供する重要情報及び当該業務の実施において知り得た重要情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、管理すること。
 - ② 本契約の履行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、直ちに本市に報告すること。また、受注者は、被害が発生した場合の状況を把握するために必要な記録類を工事期間の終了まで保存し、本市の求めに応じて提供すること。
 - ③ 受注者の講じる情報セキュリティ対策が本市情報セキュリティポリシーの基準を満たしていない場合には、受注者は、本市と協議の上で追加的なセキュリティ対策を講ずること。
 - ④ 本契約の履行における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために、本市が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受け入れること（本市が選定した事業者による監査を含む。）。
- (3) 受注者は、本契約に係る業務履行に当たり受注者の管理管轄する場所以外で作業を行う場合は、身分証明書を常時本契約従事者に携帯させること。また、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。
- (4) 受注者は、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

1 4 契約不適合責任

工事期間中、本工事に契約不適合があることが発見された場合は、受注者は本市が当該契約不適合を発見した日から起算して1年間、本市が指定する期日までに無償で修正・改修し、又は、その契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができるものとし、受注者はそれらに応じること

1 5 下請負等の制限

- (1) 受注者は、本契約の全部又は主たる部分を委任、請負等により第三者に実施させないこと。ただし、次の場合においては、この限りでない。

- ① 受注者が、請負等を受ける業者の名称・住所・請負業務の範囲・工事等の理由を記載した書面（以下「下請負等許諾申請書」という。）を事前に本市に申請し、その承認を受けた場合
 - ② 受注者が、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品の購入・会場借上げ等の軽微な業務を下請負しようとする場合
- (2) (1)に基づき、第三者に業務を委任、請負等（以下「下請負等」という。）する場合は、本仕様書12 秘密保持、及び13 情報セキュリティの確保に従い、当該第三者に対し、秘密の保持及び情報セキュリティの確保について同様の義務を請負契約等において課すこと。
- (3) 受注者が(1)に基づき下請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等（以下「再下請負等」という。）が行われるときは、予め当該複数段階の下請負等許諾申請書を本市に提出すること。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- (4) 受注者が(1)に基づき下請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再下請負等の場合も同様とする。下請負については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で確認し、受注者の書面による承諾を得た場合にのみ可能とする。

16 損害賠償等

- (1) 受注者は、本契約履行中に生じた事故等に対して、発生原因、経過及び被害等の状況を直ちに報告し、本市の指示を受けること。
- (2) 本システムの利用又は本契約により、本市の他システム及び機器等に不具合が発見された場合、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (3) 本契約において、受注者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。また、本仕様書13に規定する下請負等を受託したものが第三者に損害を与えた場合についても同様とする。その場合の賠償の責めは受注者が負うものとする。

17 疑義

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに本市と協議の上、解決に向けて最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分注意すること。
- (2) 本契約の履行に必要な物品の納入及び調整作業等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において用意、実施すること。
- (3) その他本契約の履行に必要と認められる事項は、本仕様書に記載のない事項であっても、本市と協議の上実施すること。

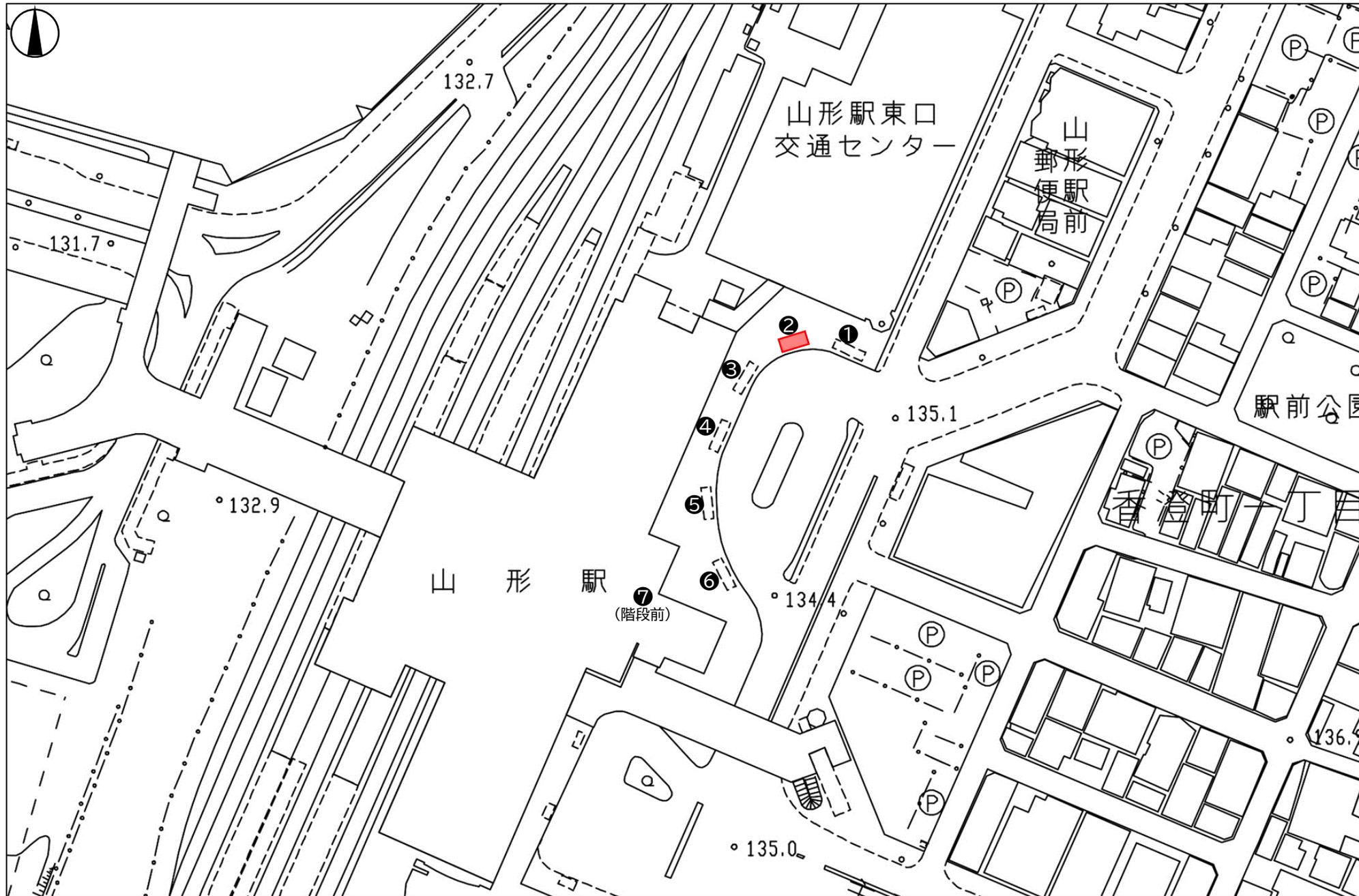
18 想定スケジュール

時 期	内 容
令和7年7月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書の作成 ・ デジタルサイネージの基礎設計
令和7年9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルサイネージの制作 ・ システムの構築（テスト環境の構築、利用環境の構築）
令和7年11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルサイネージ設置工事 ・ テスト、試運転、調整 ・ 工事検査

19 特記事項

- (1) 工事目的物の引渡しは令和7年12月26日とし、それまでの運用経費は本工事に含めるものとする。
- (2) デジタルサイネージ設置以降に必要となる経費（保守管理費、筐体改修費等）が、当初設置費と比較して経済合理的なものとなる工夫をすること。

資料1 位置図



- ① : 現1番のりば
新1番のりば
- ② : 現ベニちゃんバスのりば
新2番のりば
■ : 上屋新規設置
- ③ : 現2番のりば
新3番のりば
- ④ : 現3番のりば
新4番のりば
- ⑤ : 現4番のりば
新5番のりば
- ⑥ : 現5番のりば
新6番のりば
- ⑦ : 山形駅東西自由通路
東口北側階段前

資料2 現状の案内板と整列ライン



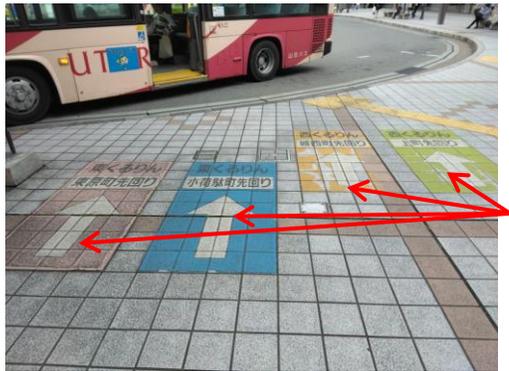
⑤乗り場案内板



系統案内板
(各乗り場に設置)



⑤整列ライン



②ベニちゃんバス
整列ライン
(東くるりん・西くるりん)



②ベニちゃんバス
整列ライン
(中心市街地行き)
※③へ移動検討中



①現状整列ライン無し
新規に整列ライン整備

⑦：山形駅東西自由通路東口北側階段前（2F）

